

## 誰もが自分らしく暮らすために 成年後見支援センターを開設しました



問合せ 高年介護課 ☎ 57-5200

今月から、成年後見制度の利用支援や相談などを行う成年後見支援センターを開設しました。

成年後見制度について、知りたい方や利用を検討されている方は、センターをぜひご利用ください。

### ◆成年後見制度とは？

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を支援する制度です。



成年後見人や保佐人、補助人が本人に代わって預貯金や財産を管理したり、介護サービスなどの契約手続きを行ったりして、本人の財産や権利を守ります。

### ◆成年後見支援センターの主な業務

#### ① 広報啓発

成年後見制度に関する講座を開催するなど、制度を周知します。

#### ② 相談窓口

成年後見制度の利用に関する相談を受けます。

#### ③ 利用支援

成年後見制度の利用にあたり、家庭裁判所に提出する書類の説明など、手続きを支援します。その他、成年後見人などの活

動支援や、制度の利用に係る団体などの連携強化などを行います。

### ◆成年後見制度に関する相談

制度の利用などに関する相談は、成年後見支援センターをご利用ください。本人にとって必要な支援を一緒に考えます。



相談内容によっては、地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センター、関係機関と連携して対応します。

### ◆成年後見支援センターの利用

場所 福祉サービス総合相談支援センター内(本庁1階)

\* 支所地域はプランチの職員が相談をお受けします。

受付日時 (月)～(金)の午前8時30分～午後5時15分

\* 祝日、年末年始を除く  
問合せ 成年後見支援センター  
☎ 35-133359

## 令和4年度 指定温泉保養施設等利用券の交付

指定温泉保養施設などを半額で利用できる助成券を交付します。

利用期間 令和5年3月31日(金)

対象者 4月1日現在、市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

① 65歳以上(昭和32年4月1日以前の生まれ)

② 身体障害者手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所有者

交付場所 高年介護課(本庁1階)、各支所地域振興課、総合福祉センター(昭和町2)、山王福祉センター(森下町1)、身障会館(上三之町)

交付期間 令和5年3月31日(金)

利用回数 年間20回まで(1冊20枚づつ)

\* 交付には、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証や健康保険証など)、障がい者は身体障害者手帳などの提示が必要です。代理人が受領する場合も、利用者本人の確認書類が必要です。

\* 交付は1人年1冊限り。再交付はできません。

### 指定温泉保養施設

- 宿儺の湯ジョイフル朴の木・ひだ
- 庄川温泉桜香の湯・塩沢温泉七峰
- 館・四十八滝温泉しづきの湯遊湯
- 館・くるみ温泉・ひだまりの湯・
- 自家源泉臥龍の湯臥龍の郷・奥飛騨
- カールデンホテル焼岳・ひらゆの
- 森・中崎山荘奥飛騨の湯

指定公衆浴場 鷹の湯・ゆくとぴあ稻荷湯

問合せ 高年介護課 ☎ 57-5200

広報ID 10000548

